

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	厚生労働省の平成 26 年度政策体系において、基本目標 X I 「国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること」の施策大目標 2 「研究を支援する体制を整備すること」を達成するために有効な施策である。 また、「科学技術イノベーション総合戦略 2014」等において、国立研究開発法人については、イノベーション創出に向けて、法人の増収意欲を増加させるために、各法人への寄附の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進めるとされており、企業・個人からの寄附を促進するためには、税制面で支援することが合理的である。
	政策の達成目標	イノベーション創出に資するため、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させるとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期限なし
	同上の期間中の達成目標	イノベーション創出に資するため、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させるとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進する。
	政策目標の達成状況	国立研究開発法人に移行することが決定している 31 独立行政法人については、平成 25 年度実績で 寄附金額 法人：1,498（百万円）
有効性	要望の措置の適用見込み	法人： 508 法人 なお、適用範囲には、特段限定はないと見込まれる。
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う法人や個人に対するインセンティブを付与し、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進し、イノベーション創出に寄与する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	【法人税】 ・独立行政法人への法人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置（法人税法第 37 条）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	国立研究開発法人への寄附を行う企業や個人に対するインセンティブ（寄附の促進、寄附文化の発展等）として、税制上の優遇措置が有効である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 26 年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に規定する研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金として指定する制度の創設及び個人寄附に係る税額控除の創設を要望。
ページ	23—3